

平成 30 年 10 月吉日

PTA 会員各位

西東京市立碧山小学校
PTA 会長 荒井 真澄

第 2 回 運営・合同委員会 報告

平成 30 年 10 月 18 日 (木) 10:00～ ランチルームにて 司会：佐藤

1. 運営委員会開会宣言

2. 会長挨拶

皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。また、ミマモルメの一斉メールの登録については、ご協力をいただきましてありがとうございました。皆様のご協力のおかげで、全員の登録まであと少しというところまで来ております。

今年度、PTA 役員会では、PTA 会員の皆様からいただいたご意見をもとに、よりよい PTA 活動としていけるよう、役員会で話し合いを重ねてまいりました。

本日の運営委員会では、今まで PTA 役員会で検討してまいりました内容を皆様にお伝えさせていただければと思います。

そして、引き続きの合同委員会では、今回の案についての決議をいただきたいと思っております。

本日は、スライドでのご説明をメインとさせていただきます。

PTA 会則をお持ちの方につきましては、そちらも併せてご確認いただきながら、聞いてください。

それではよろしく願いいたします。

3. 学校長挨拶

おはようございます。先日行われました公開講座や情報モラル講座の多数ご参加、ありがとうございました。引き続き講座の開催を予定しておりますので、そちらも是非ご参加よろしく願いいたします。

10 月 10 日に芝の種うえを行っております。新しい芽が育っており 4 週間ほどの養生が必要なため、外では限られたスペースでの活動になっておりますが、職員内で小さなスペースでもしっかりと遊べるように、と工夫を重ねているところです。

今学期は展覧会がございます。図工の時間などを利用して全体でつくっているものなどが少しずつ出来上がってきております。子供たちもイキイキと、楽しみにしておりますのでご家庭でも話題にさせていただき色々期待していただきたいと思っております。

今回は新しい試みがたくさん出てきております。次に向かって進んでいっていかれたらと思っているのでよろしく願いいたします。

4. 今回の会議の目的（会長・荒井 ここより着席にて説明）

- ・ 高齢化社会、女性の就業率 UP などの社会環境に適応できる PTA を作る。
- ・ 現在の PTA 体制・選出の見直しを図る。
- ・ 保護者が楽しく学校教育に関わることができる環境を作る。
- ・ 子供たちのために PTA 活動に積極的に参加する保護者を増やす。

5. 役員・委員選出方法と免除規定について（書記長・寺澤説明）

会則 9 ページの「内規」をご覧ください。まず大前提として役員の選出方法は（1）立候補や（2）話し合いで決めるのが基本で、最終的手段として（3）くじ引き となります。免除規定はあくまでも「くじ引き」からの免除であり、役員の永久免除ではありません。このくじ引きから免除されるのが A から E の方々です。

<<会則 9 ページ下部の **PTA 役員** A・B・C・D・E の項目をご参照ください>>

今年度はくじ引きで役員に決まった方がいらっしゃったのですが、その中で間もなく出産予定の方がいらっしゃったため、補欠の方が繰り上がって 17 名での役員会となった状況がございました。

ここでくじ引き対象者がいない状況となった場合に、PTA 役員選出時はくじ引き免責者からもD→C→B→Aの順にくじ引きの対象者枠を広げていく、という内容です。これを3学期最初に行われる保護者会で決定します。学級委員選出においても、同様の流れです。

<<会則10ページ最初の学級委員ア・イ・ウの項目をご参照ください>>

6. PTA 役員選出方法の変更及びPTA 役員の人数変更についての提案（会長・荒井説明）

※年度始めに会員の方よりいただいたご意見でもあったため、役員会で検討を重ねてまいりました※

●6年生の学級委員の選出において発生しがちな問題●

クラス全員が何かしらの委員（PTA 役員・学級委員・地区委員）を経験済み
→誰かが再選出することになるため、不満噴出

「経験があるのに、また委員（PTA 役員・学級委員）になってしまうのは嫌だ」

「去年（PTA 役員・学級委員等）やったのに、今年もまたやらなければならないの…？」

●PTA 役員選出時における問題とその理由●

- ・PTA 役員の数が多過ぎて経験者が多数になってしまっている
- ・役員免除規定の理解不足、暗黙の了解や噂による間違った解釈

→会則を見る機会が少なく、認識不足のまま今までは誤った方法での選出があった可能性が考えられる

以上を踏まえた上で

●PTA 役員選出方法の変更提案●

★各学年から3名 → 全学年から10名（会則7ページ「細則」の変更提案）

※1～5年生の保護者が対象（6年生は卒業のため対象外）

<選出方法>（案）

①事前アンケートにて役員への立候補、くじ引き対象かどうかの選定

②対象者から立候補を募る

③立候補者10名に満たない場合、対象者よりくじ引き（くじ引きは3学期最初の保護者会で行う）

→従来と変更はないが、各学年ではなく全学年（1年～5年）が対象になる

●役員選出方法変更の理由●

理由① PTA の仕事・役割を考え全学年が均等にいる必要はない

理由② 10名で一緒に立候補も可能になる（立候補しやすい環境になる）

理由③ 学年で振り分ける必要がなくなるため対象範囲が広がる

補足 他校では全学年からの選出が一般的である

●PTA 選出方法変更メリット●

メリット① PTA の立候補が出やすくなる（知り合い同士で連携を取れる）

メリット② 選出対象者枠が増えるため、選出しやすくなる

メリット③ 高学年の学級委員選出対象者枠が増えることで、2巡目問題を回避する手助けとなる

●細則（変更案）● <<会則7ページ「細則」をご参照ください>>

第1章 役員・会計監査の選出 より

第1条 この会の役員候補者を、選出時において、1年、2年、3年、4年、5年の各学年より3名以上選出する。

（変更案）→この会の役員候補者を、選出時において、1年から5年の保護者の中から10名以上選出する。

第2条 この会の会計監査候補者を、原則として選出時において、2年、3年、4年の各学年から1名ずつ、全校で3名選出する。なお、会計監査は、他の役員・委員を兼任できない。

（変更案）→この会の会計監査候補者を、全校で3名選出する。なお、会計監査は、他の役員・委員を兼任できない。

●PTA 役員の人数変更●

現在 17 名 → 変更後 10 名

<<会則 2 ページ・第 5 章 第 8 条をご参照ください>>

→会計監査を除き保護者から 7 名以上選出予定のため、会則の変更はなし

●変更理由●

① PTA 役員の仕事の見直しによる簡素化

例：ミマモルメによるメール一斉配信→紙媒体の印刷・配布・回収作業減

② PTA 役員と学級委員の仕事の分担を見直した結果

補足：他校では 10 名程度の PTA 役員構成が多い。

●PTA 役員人数変更による効果●

効果① PTA 役員一人当たりの仕事の軽減

効果② PTA 役員は大変というイメージを払拭し、経験しやすくする

効果③ 高学年での学級委員のなり手が増える

●学級委員の仕事について●

☆学級委員は P T A の年間活動を P T A 役員と協力して行う。（学級委員所持「学級委員の手引き」より）

2017 年度までの主な活動：学級活動 → 2019 年度以降の主な活動：PTA 年間活動への協力

※2018 年度より、学校事情により学級活動は廃止になっているため、その分 PTA 年間活動の協力に回っていた

たく

保護者が楽しく活動できる PTA 組織となるために、ご協力よろしく願いいたします。

7. 質疑応答

Q.PTA 役員選出において 1 年から 5 年より 10 名選出とあるが、兄弟がいた場合は？

A.家庭数でのくじ引きを予定しているため、兄弟がいてもくじ引きは 1 回のみ

Q.ほぼ全学年でのくじ引きで規模が大きくなると思うが、方法等は決まっているか？

A.全保護者立ち合いのもと、体育館でのくじ引き…等を検討中。立候補しやすい役員会にすることを目標にしているため、出来れば立候補で決まることを期待したい

8. 連絡事項

●学級委員全体会 日時：12 月 6 日(木)10:00 開始予定 場所：3 階 新会議室

●各委員、サークル、行事担当の活動報告は学期末にまとめて報告予定

★運営委員会終了。引き続き合同委員会へ移行★

9. 合同委員会開催宣言

本日の構成委員 80 名中、出席者 56 名、委任状 23 名。1/2 に達したため合同委員会成立。

会則 6 ページ第 18 章 第 63 条に基づき、変更案についての議決に移ります

10. 議決（会則 7 ページ「細則 第 1 章 第 1 条・第 2 条」の変更）

① PTA の人数変更：17 名 → 10 名

② PTA 選出方法の変更：各学年 3 名選出 → 学年は問わず 10 名選出

<運営委員会にて説明した内容を読み上げた後、拍手にて承認>

以上